

## 相続による納税義務の承継および現に所有している者設定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第9条に規定する相続による納税義務の承継並びに法第343条第2項に規定する現に所有している者を納税義務者として賦課するための手続きについての事務処理方法を定める。

(納税義務の承継)

第2条 納税義務の承継とは、所有者として登記又は土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されている個人（以下「登録されている個人」という。）が賦課期日以降死亡しているとき、法第9条第1項の規定により、当該被相続人に課されるべき納税義務を相続人が承継することをいう。

(相続人代表者)

第3条 相続人代表者とは、次に掲げる者であって、前条の所有者又は登録されている個人が、賦課期日以降に死亡した場合に当該年度の納税通知書等を受領する者をいう。

- (1) 法第9条の2第1項の規定により、相続人から指定された相続人代表者
- (2) 法第9条の2第2項の規定により、市長が指定した相続人代表者

(現に所有している者)

第4条 現に所有している者とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者
- (2) 所有者として登記又は土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されている法人（以下「登録されている法人」という。）が賦課期日前に消滅しているとき、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者
- (3) 所有者として登記又は土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されている法第348条第1項の者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者

(現所有者)

第5条 現所有者とは、賦課期日時点に限らず、所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者をいう。

(現所有代表者)

第6条 現所有代表者とは、第5条における現所有者が複数いる場合、死亡した翌年以降相続登記が完了するまでの間、納税通知書等を受領する者をいう。

(死亡又は法人の消滅等に関する調査)

第7条 徴税吏員は、所有者として登記又は登録されている個人が死亡していること、又は所有者として登記又は登録されている法人が消滅していること等に関し調査しなければならない。

(現所有者の申告)

第8条 現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から10月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(現に所有している者の届出)

第9条 第7条に規定する調査の結果、登記又は登録されている法人が消滅していることが判明した場合、市長は、現に所有している者に次に掲げる事項を登記又は登録されている法人が消滅した年の翌年の1月31日までに届け出させるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 当該固定資産の登記上の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) その他必要と認める事項

(用語の定義)

第10条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定届 市税に関する文書の様式を定める規則（昭和37年規則第7号）第6号様式に規定する、相続人が市に相続人代表者を届け出するための相続人代表者指定届をいう。
- (2) 指定通知書 市税に関する文書の様式を定める規則第7号様式に規定する、相当の期間内に指定届の届け出がないとき、相続人の一人を代表者として指定し、その旨を相続人に通知するための相続人代表者指定通知書をいう。
- (3) 申告書 相続人が市に現所有者を申告するための現所有者申告書（第1号様式）をいう。
- (4) 届出書（法人） 清算人又はその他の法人の消滅の事情を知る者が市に現に所有している者を届け出するための現に所有している者の届出書（第2号様式）をいう。

(納税通知書発送日前に納税義務者が死亡した際の納税通知書の送付)

第11条 賦課期日以降から納税通知書発送宛名入力締切までの間に、土地又は家屋の所有者が死亡し、指定届の提出があつたときは、当該年度の納税通知書は、相続人代表者に送付する。

(指定届の送付順位)

第12条 相続人への指定届の送付の順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 相続人のうち申出のあつた者
- (2) 被相続人と同居の相続人
- (3) 被相続人が相続人と同居していないとき、又は相続人が複数のときは、次に掲げ

る順序による。

- ア 被相続人の配偶者
  - イ 相続人のうち長男
  - ウ 姓の変更のない長女
  - エ 卑属相続人（アからウまでに掲げる者を除く。）
  - オ その他の相続人
- （指定通知書の送付順位）

第13条 相続人への指定通知書の送付の順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 被相続人と同居の相続人
  - (2) 被相続人が相続人と同居していないとき、又は相続人が複数のときは、次に掲げる順序による。
    - ア 被相続人の配偶者
    - イ 相続人のうち長男
    - ウ 姓の変更のない長女
    - エ 卑属相続人（アからウまでに掲げる者を除く。）
    - オ その他の相続人
- （申告書の送付順位）

第14条 相続人への申告書の送付の順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 相続人のうち申出のあった者
  - (2) 被相続人と同居の相続人
  - (3) 被相続人が相続人と同居していないとき、又は相続人が複数のときは、次に掲げる順序による。
    - ア 被相続人の配偶者
    - イ 相続人のうち長男
    - ウ 姓の変更のない長女
    - エ 卑属相続人（アからウまでに掲げる者を除く。）
    - オ その他の相続人
- （申告書の送付）

第15条 所有者として登記又は登録されている死亡した個人の相続人から申告書の提出がない場合、第14条に定める送付の順序に従い、相続人に申告書を送付する。

（届出書（法人）の送付）

第16条 所有者として登記又は登録されている消滅した法人の清算人等から届出書（法人）の提出がない場合、清算人等に届出書（法人）を送付する。届出書（法人）の提出期限は、送付した日から2ヵ月以内とするものとする。

（現に所有している者の認定）

第17条 次に掲げる者を現に所有している者として認定する。

- (1) 相続人又は清算人等のうち、申告又は届出により申出のあった者
- (2) 相続人又は清算人等のうち、市長が認定した者

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により届出された届出書は、旧要領第1号様式を新要領第1号様式により申告された申告書として、旧要領第2号様式を新要領第2号様式により届出された届出書としてみなす。

## 現所有者申告書

年 月 日

船橋市長 あて

申告者

住所

氏名

電話番号

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3及び船橋市市税条例第74条の3の規定に基づき、「現所有者」を次の通り申告します。

## 記

被相続人 (固定資産課税台帳に登録されている所有者)	氏名		死亡年月日	年 月 日
	住所			

現所有代表者 (相続人が2名以上いる場合は裏面に記載)	氏名	フリガナ	被相続人との続柄	
	個人番号 (法人番号)			
	住所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒 —		
生年月日	年 月 日	電話番号	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ —	

相続登記の状況について (いずれかを○で囲ってください)	1. 相続登記は完了済み	2. 相続登記は未了
---------------------------------	--------------	------------

代 表 者 以 外 の 現 所 有 者	氏 名	フリガナ	被相続人との続柄		
	住 所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒			
	生年月日	年	月	日	電話番号
	氏 名	フリガナ	被相続人との続柄		
	住 所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒			
	生年月日	年	月	日	電話番号
	氏 名	フリガナ	被相続人との続柄		
	住 所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒			
	生年月日	年	月	日	電話番号
氏 名	フリガナ	被相続人との続柄			
住 所	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒				
生年月日	年	月	日	電話番号	

# 現に所有している者の届出書（法人）

年 月 日

船橋市長 あて

届出者  
住所  
氏名  
電話番号

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が消滅等したため、地方税法第343条第2項に規定する「現に所有している者」を次の通り届け出ます。

### 記

固定資産課税台帳に登録されている所有者 (消滅した法人)	名称	消滅年月日	年 月 日
	所在地		

現に所有している者	氏名 (名称)	フリガナ  ⑩
	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ 〒 -  (電話番号) - -

不動産登記の状況について (いずれかを○で囲ってください)	1. 登記は完了済み	2. 登記は未了
----------------------------------	------------	----------